

秋田地方法務局土崎出張所廃止反対に関する意見書

秋田地方法務局土崎出張所は、本市土崎地区を初め本市北部地域における商業や法人、土地、建物の登記、また、登記簿謄抄本の交付など、市民の財産の権利を明確化する法務関係業務を取り扱う行政サービス機関として、市民にとっては欠くことのできない行政窓口の一つとなっている。

このたび、秋田地方法務局土崎出張所が本局に統合され、平成16年度末で廃止されるという事態については、行政改革という時代の流れの中での人員削減によるものと思われるが、当該出張所の廃止は、土崎地区を初め北部地域に居住している市民の生活にとって、多大な影響を及ぼすものである。

よって、国においては、地域住民の利便性確保の観点等から、秋田地方法務局土崎出張所を廃止しないよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月29日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
法務大臣	野	沢	太三	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	倉	田	寛之	様